

関する命令を出すことから資格審査を行い1件が適合となった。

もう1件の繰り越しは法人登記に関するものである。組合が自身で財産を直接持ちたいといった場合に登記しなければならないが、その際も同様に審査を受けることになる。取り下げとなった件については、昨年度末に申請があつて今年度に引き継いだものであるが、組合の規約に若干不備があり、改正に少し時間を要するとの事情があつたため、一旦取り下げ、改めて申請をしてもらい適合と判断した。

実質的には今年度は7件の審査を行い、全て適合と結論づけた。

次に、台風の影響による一般的な労働相談についてである。相談については記録をして分類もしており、台風被害関連の相談は何件かあつた。その他の相談においても台風の被害が背景となつた相談もあつたかもしれないが、我々の把握する範囲では直接的な台風被害についての相談は余りなかつたと思っている。

(12月20日(金) 教育庁)

教育長

説明に入る前に、教職員の不祥事について報告と謝罪をする。

今月6日に、飲酒運転及びセクシュアルハラスメントを行った市町村立中学校教頭を含む3名を免職処分とした。

台風第19号やその後の大雨による災害からの復旧に向けて教職員一丸となつて取り組んでいる中、このような結果となつたことはまことに遺憾であり、県議会と県民に深くおわびする。まことに申しわけなかつた。

県教育委員会としては、今月9日に、全ての公立学校の服務倫理推進員約800名を対象とした研修会を開催し、弁護士による講話も交えて、改めて教職員一人一人に対するコンプライアンスの徹底を指示した。

今後とも、職場での面談等の機会を通して、不祥事の根絶に取り組むことにより、県民の信頼回復に努めていく。

神山悦子委員

追加議案、教8ページの条例改正について聞く。別表2の改正内容について詳しく説明願う。また、1級、2級の中身と養護教諭の考え方を聞く。

職員課長

等級別職務基準表の基準となる職務の整理についてである。これは来年4月施行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の趣旨にある、臨時的任用の厳格化、適正な確保といった点を踏まえた基準表の整理となる。具体的には、現在、養護教諭は任用期間の有無によって区別されており、ない場合には正式採用となるため2級に給与を定める。任用期間があるものについては、養護教諭が欠員になる場合に、欠員を補充するために任用するものとなるため、養護助教諭として任用し、来年からは1級に位置づける整理をする内容である。

神山悦子委員

その件についてはわかつたが、1級は正規職員ではないため、期間や勤務はどういった形態になるのか。また、他県ではどのような制度となっているか。

職員課長

任用の期間であるが、養護教諭が欠けた場合の補充となるため、例えば育児休業で欠けた場合は育児休業の期間となる。それぞれの場合によって期間が変わってくる。

次に他県の状況についてだが、調査したところ、今回の改正と同様に、養護助教諭として任用しているところが多いと確認している。

渡部優生委員

教6ページ、540万円の大規模改造事業について聞く。

喜多方高校と喜多方東高校、小名浜高校といわき海星高校を統合するとのことで、前期実施計画の説明にあつたように、

2021年を目途に取り組む中での今回の予算と思うが、この大規模改造事業の概要とこの金額になる理由を聞く。

施設財産室長

大規模改造事業による統合校の整備についてである。令和3年度に開校予定の統合校について、工事は2年度から行う予定だが、設計等に時間を要するため、あらかじめ今年度から設計作業を進めるための予算を計上している。主な中身として、喜多方高校、喜多方東高校の統合校については、女子生徒の増加見込みによる女子トイレの増設工事や老朽化した屋根の改修工事などを予定している。小名浜高校、いわき海星高校の統合校については、先行して小名浜高校の改修を予定しており、駐輪場の増設や屋上の防水の改修工事などを予定している。いわき海星高校については来年度以降に設計と工事を進めていく。

渡部優生委員

統合校2校の工事に係る設計予算とのことである。一般質問等でも話題となっているが、一番気になるのは地域からどのような要望があって、それに対して教育庁としてどう対応しているかである。各地域で説明会も行っていると思うが、どのような展望を持っているか。

県立高校改革室長

喜多方高校、喜多方東高校については普通科同士の統合であり、統合校をどう特色づけていくかについてさまざまな意見を得ている。具体的な教育の中身については、両校の教員ともいろいろと検討しながら進めていきたい。これまで改革懇談会を3回開催しており、基本的にコース制を採用しようと考えているが、そのコースの中で特色を出していくことについて、統合も含めて理解を得ている。

また、小名浜高校、いわき海星高校については、水産の実習をいわき海星高校の校舎で行うことになるため、懇談会での意見に、1日のうちに生徒が小名浜高校といわき海星高校を移動する形では事故が予想されるとの心配の声があった。そういったことから、1日の中で生徒が校舎間の移動を行わないカリキュラムを作成していくことで理解を得ており、小名浜高校の校舎といわき海星高校の校舎を両方使っていく形を考えている。

令和3年度の開校に向け、具体的な検討も含めて今後さらに詰めていきたい。

渡部優生委員

統合校となる両校、現在の4校については、おおむね地元の理解を得た上で進めているとのことである。

県立高校改革室長

2つの統合校とも改革懇談会をこれまで3回ほど開いており、その中で統合について一定の理解を得ている。

神山悦子委員

今の関連で補正予算に関する部分を何点か聞く。渡部委員からもあったが、この予算は大規模改修を予定している統合高校の喜多方高校と喜多方東高校、小名浜高校といわき海星高校の2つにかかわる部分だけの改修費用と見てよいか。

また、トイレの改修や屋根の老朽化対策とのことであり、小名浜高校といわき海星高校が令和3年に開校するとなった場合にこの予算で間に合うとは思えないが、今後改修が予想されるものはあるか。

施設財産室長

今回の設計費用は、喜多方高校と喜多方東高校、小名浜高校といわき海星高校の統合についてであり、令和3年度の開校に向けて、先行して改修工事を行うための設計費用である。

いわき海星高校については、令和3年度以降に屋上の防水工事、外壁の改修、トイレの設置工事などを計画的に進めていく予定である。

神山悦子委員

県立高校改革の問題は一般的事項で質問するので、予算について質問する。

今回の台風被害でスクールバスを運行したとのことだが、何校何台分か。

高校教育課長

学校数ではなくルート単位で運行した。全部で14ルートである。10月23日に開始し、鉄道の普及に伴って順次数を減らして最後が11月15日である。延べ4,510名の高校生が利用した。

神山悦子委員

利用者は大変助かったと思うが、これで交通の不便さは全て解消され、利便性が確保されたと見てよいのか。

高校教育課長

鉄道の復旧に伴い利便性は確保されている。水郡線等で一部不通のところはあるがそれについては代替バスが出ている。現在、高校生の通学に支障はないと考えている。

神山悦子委員

素早い対応で非常によかった。

教育庁の管轄ではないが、県立高校でそういった対応をするのであれば、私学についてもそういった対応が欲しかった、同じ子供ではないかとの声があった。

高校教育課長

このバスには私立の高校生も乗車しており、途中からは大学生や専門学校生にも呼びかけて利用してもらった。

神山悦子委員

そうであればありがたい。申しわけなかった。

これから災害があるたびにこういったものは必要になると思うので、そういった素早い対応を願う。

高校教育課長

先ほど延べ4,510名と述べたが、正確には5,008名であった。申しわけない。

神山悦子委員

教3ページ、スクール・サポート・スタッフについて、記載の学校に配置したとのことだが、何人配置したのか、それによってどういった効果があったのか。

義務教育課長

人員は現在41名配置している。業務の中身について、例えば台風第19号の影響で、子供の記録をとった簿冊が水でぬれてしまったため、間に紙を挟んで水を吸い取り修復する作業や、水が入った学校の環境整備や児童生徒に配付するプリントの印刷配布等を行った。できるだけ教員が子供たちと触れ合う時間をふやすための業務を行っている。

神山悦子委員

これも大変よかったと思う。

この41名は新たにふやした人数なのか。配置はいつまでか。

義務教育課長

今回新たに配置したものであり、今年度末まで配置する予定である。

渡部優生委員

県立高等学校改革について聞く。

これについては、9、12月定例会の代表質問等において統合ありきで進めているのではないかといった話があった。説明があったとおり十分な理解を得た上で進めている地域もあれば、地域を挙げて反対しているところもあると認識している。

南会津高校と田島高校の統合について、地元では遠距離通学への懸念や、地域を支えてきた学校、地域とともに歩んできた学校がなくなるといった声を聞く。地方創生として国も県も地域の再生に力を入れているところ、高校がなくなることについては地方にとって大きな打撃になるとして、反対の声が上がっている。先ほど述べたように、特に南会津高校と田島高校の統合については、遠距離を理由として通学について非常に心配している住民がいるが、教育庁はどのような説明をしてきたのか、また、十分な理解を得ているのか。

県立高校改革室長

委員指摘の田島高校と南会津高校の統合については、懇談会でも通学に関する手段の確保と通学時間についての意見があった。高校を統合して1学年3学級規模の総合学科とすることで学びの幅を非常に広げた上で、生徒の興味関心に応じた教育内容を充実させ、よい学校づくりに向けていきたいと考えているが、指摘があったように通学手段をどう確保していくかは非常に大きな課題だと考えている。

改革懇談会でそういった心配の声も上がっているため、県教育委員会としても、今後通学についてきちんと検討した上で、改めて改革懇談会で地域の代表に説明し、意見を聞く形で進めていく。

渡部優生委員

高等学校改革の必要性については、人口減少といった社会的な背景の中で、改革の必要性については十分に理解されていると思うが、統合が必ずしも好ましくない地域もあると思う。承知のことと思うが、南会津高校と田島高校は地理的に非常に遠く、その地域をまたいで通学するのは大変難しい。審議会に対する教育庁の答申でも、通学に配慮した上で統廃合を進めるといった内容であると理解している。

地元住民にとっては、急に統合の話が降って湧いたといった認識である。地元とすれば南会津高校は存続させたい強い希望があり、存続に向けてのさまざまな取り組みをしたいといった希望、要望がある。

今回の改革については前期と後期に分けて行うとのことであるので、前期に予定しているさまざまな学校の統廃合について、例えば地元の首長や地元議会の協議会といった公的機関から正式に再考の申し入れがあるものについては、教育庁としても強引に進めるのではなく、一定の猶予期間を持つことなどはできないか。地元の自治体や地元の学校を守ろうとする団体の努力を見て後期計画で進めていく、合意が得られてから進めていくなどといったように、前期、後期の幅の中で地元の意見を入れながら進めていくといった余裕を持つべきだと思うが、その辺については全く検討の余地はないのか。

県立高校改革室長

2023年度までの方向性として前期の実施計画を策定、公表している。

震災後、子供の数の減少が非常に大きなものとなっている。指摘の南会津高校と田島高校は1学年2クラス規模の学校であるが、例年定員を満たしておらず、今後さらに子供の数が少なくなっていく現状を考えると、この前期実施計画の期間内に統合し、先ほど述べた3クラス規模の総合学科とすることで地域の子供の学びの充実につなげていきたい。先ほど指摘があった課題も含めて具体的に検討を進め、改革懇談会での説明を行っていかうと考えている。そして、改革懇談会のみではなく、町議会の全員協議会や地域の住民説明会にも出席して説明していく。そういったことを通じて地域の理解を求めながら取り組んでいきたい。

渡部優生委員

教育庁の考え方は十分わかったが、これまでの一般質問等を聞くと南会津高校と田島高校に限らず、ほかの地域においても、統合については慎重に進めてほしい、見直してほしいといった意見がある。前期と後期で計画を進めていくとのことであるので、そういった意見がある地域については無理やり前期で進めるのではなく、地元自治体の一定の努力等を見ることができるような余裕を持った上での進め方をぜひ検討願う。

教育長

本会議において渡部委員指摘のような意見が多々出ており、懇談会以外でも要望、署名といった形で意見が来ている。そういったものについては、我々としても真摯に受けとめている。私自身一住民での立場で考えた場合、自分の母校や近所の高校がなくなること賛成の方が少ないであろうことは理解している。

しかし、冒頭で改革監から資料で説明があったように、生徒の減少を何とか飲み込んでいくためには、4クラス程度の標準的な高校を22校減らさなければならない。実はマクロの話をすれば前期計画ではその半分であり、後期にはまた、これとほぼ同様に減らさなければいけないのが現実である。資料の折れ線グラフで示しているとおり、これからの10年で生徒数は5,300人の減少となるが、過去の10年でもほぼ似たようなグラフの角度で減ってきている。東日本大震災があった

こと等により、これまではなかなかこういった話を県民に相談できる状況ではなかった事情もあり、この間、クラスだけを一つずつ減らしてきたのが大震災以降のやり方であった。

ただ、先ほど述べたようにそういったことがもう限界に来てしまっていて、ほかの可能性が狭まっている中での高等学校改革となっている。個別ではなく全体の話となってしまう申しわけないが、そういったところを理解願う。

神山悦子委員

私も県立高校改革、再編について聞く。

改革の理由について室長、教育長から説明があった。生徒が減少している傾向は全国のどこでもそうであるし、本県は特に東日本大震災によって、本当に若者が少なくなり、生徒数も少なくなっている現状は認識を共有している。

ただ、どういった方向としていくかについて意見がある。教育長の説明では1学年4クラス以上なければ一定の高校の役割は果たせないような話であったが、それにこだわらなければよいのではないか。また、高校の場合は1クラスの定数が40人であるが、小中学校は30人程度である。高校でもその程度の人数とすればクラスはふえるはずであるが、そういった可能性は審議しなかったのか。

県立高校改革室長

委員指摘の1クラスの生徒数であるが、いわゆる標準法において1クラス当たり40人とされているため、40人を下回る、例えば30人学級の実施は難しいと考えている。

神山悦子委員

それは小中学校もそうだったのではないか。本県独自に30人、33人を定員として少人数教育に取り組む方針で変えてきたのではないか。そういった流れでいけば高校も同じと考えればよい。なぜそのような理由にするのか。こういったときばかり標準法などといった話をするが、審議会で意見はなかったのか。

県立高校改革室長

有識者会議である福島県学校教育審議会でも少人数指導の有効性について意見が出ている。ただ、1学級の定員といった話ではなく、例えばチームティーチングや習熟度別授業により少人数での指導を行えるといったところから、そういった少人数指導をきちんと継続できる改革という点についての意見をj得ている。

神山悦子委員

先ほど渡部委員からもあったように、高校改革に向けて審議会で何年も議論をしていたのは私たちも知っているが、県民が皆その中身を知っているわけではなかった。ことしの2月に全体の前期計画と後期計画の10年間と示されたが、地域住民、当該校の関係者も含めて全県民の知るところになったのはこの時点である。だからこそ今いろいろな意見が出ているのではないか。

そして聞きたいのは教育長の答弁がなかった部分である。喜多方市、南会津町、新地町、埴町等いろいろなところから県に計画の見直しを求める要望が上がっていると思うが、要望を上げている地域と高校名を聞く。

県立高校改革室長

11月28日付の読売新聞で地域からの要望書が12件との報道があった。団体主催での要望活動となるので、報道機関に投げ込みをするかはその団体の判断となるが、その12件の後に2団体が要望に来ているので合計14件となる。

神山悦子委員

なぜそのように他人事なのか。県教育委員会に要望があったのではないのか。報道にあったとのことだが、そういった要望ではなかったということか。

県立高校改革室長

個別の学校に関する要望は先ほど述べた14件である。神山悦子委員

それならば初めからそう答えるべきではないか。なぜ報道がどうと述べるのか。県教育委員会がどういったものを受けているのかは把握しているはずである。その姿勢も本当におかしい。全く教育的ではない。いろいろな意見が出ることは

予想していたのであろうし、意見を聞くと言いながら、結局まともに受けようとしないうちに問題がある。

地域になくなくてはならない高校、地域やその産業に果たしてきた役割などがあるから皆が要望を上げているのではないか。また、高校に通えない、距離があり過ぎるなどといった交通の便から考えても会津地方は両方とも大変ではないか。そういった内容をどう受けとめるのかについてのコメントが何もない。

懇談会を開いたが、聞き置くだけであとは中身をこれから検討するといった仕切りであるので、結局次に進めますと言って打ち切られた。何のための懇談会なのか。意見を聞くだけの会なのか。あとはこちらの方針であると言って2回ほど打ち切っている。私も委員会で何度もただしてきたが、そういった経過ではないのか。それは懇談会と言えるのか。県が説明しただけではないのか。

自分たちの方針も変えない、高校改革の意見が出て聞こうとしない。理由や背景として先ほどあった2つとこのことだが、それに対する意見が出ているからこのような問題になっているのではないのか。各地域や当該校の卒業生にすれば、地域にとってもこの高校がなくなったらどうなるのかを本気になって考えているからそのような意見が出てくるのではないか。どうしてそういったことを開陳しないのか。こういった意見が来ているといったことを述べた上で説明するのであればまだよいが、報道がこうなっているなどとは余りにもひどいと思うが、どうか。

県立高校改革室長

委員指摘のとおり、これまで寄せられた要望については、各学校への愛校心からの存続を求める意見、要望として受けている。これについては真摯に受けとめなければならないと考えており、そういった気持ちも受けとめつつ、今後の子供たちにどういった教育環境を提供していくかを考えなければならない。今後の教育環境を考えた場合、いろいろな学びの幅をきちんと用意して、そこから子供たちの興味関心に基づいてさまざまな選択肢から選ぶことができる環境が非常に大事だと思っている。

そのような観点から高校の再編を公表した。こういったことについて懇談会で説明するとともに、委員の意見を持ち帰って検討し、さらに懇談会を重ねて理解を求めていくことが重要と考えている。

吉田栄光委員

高等学校改革について、渡部委員と神山委員の意見を聞いた。

私の選挙区は双葉郡である。承知のとおり、ふたば未来学園という新しい高校ができた。また、私の母校は休止状態である。今回の改革とは中身が若干違うが、教育を受ける現場で子供たちがいなくなったことは共通している。

私も高等学校の改革について県民のさまざまな意見を聞いてきた。私個人の考えではあるが、もし執行部と同じ立場に変わり、県民から学校をなくすと言われた場合、どういった説明をすればよいのかといったことまで考えた。教育長からもあったが、自分の学校が統廃合することも考え、断腸の思いでこの改革を進めていると思う。それぞれの地域の母校の存続について執行部に委任するわけではないので、決して誤解はしないでほしいが、全てノーといったわけでもない。先ほど述べたように我々が最良のすべを執行部に提案できるのかということも考え、同じような厳しい状況で私も考えている。

ただ、少子化の進行と高等学校の小規模化が進んでいくことは教育界だけの話ではない。市町村の行政経営を含めて、我々はこの少子化に伴うあらゆる環境変化が到来する時代にいる。そういった中で県立高校改革についても非常に厳しい状況であると思うが、きょうは一つだけ執行部に願うことがある。

近々来る少子化を含めた高等学校の環境の変化について推測したり、今後5年、10年間の推計で考えた上で、子供たちに最良の学校環境を整えなければいけないのが我々の大きな仕事であるので、その地域の要望にしっかり応えてほしい。先ほど渡部委員から南会津高校の話があった。執行部の考えを説明しつつ、その地域の要望をしっかりと聞いてほしい。前期後期があるのであれば、後期も踏まえてもう一度地域と向き合ってもらいたいということが、渡部委員のおおむねの考え方と思うが、そういった思いをしっかりと聞いて、その地域にもう一度説明することが必要である。本県の高等学校の教育環境を良好にして、しっかりと県内の子供たちの教育ができる場をつくってほしいという強い思いで今回の改革を進めていると

思うので、再度それぞれの地域に向き合って、この高等学校の改革を進めてほしい。

我々も県の各地域から選ばれた議員であるので、それぞれの考えを持っている。さまざまな考えがある中で議会としても議論を進めなければいけないと思っているので、神山委員からあったとおり、執行部にあつては、さまざまな要請を受けたものを引き取って応えていく姿勢をしっかりと見せてほしい。教育長に答弁願う。

教育長

我々も委員指摘の姿勢で取り組んでいきたい。神山委員から何度も2回で打ち切りと指摘があるが、2回で打ち切っているつもりは全くない。きょう話が出たところも3回行っており、4回や5回になるところもあり得ると思っている。それ以外にも求めがあれば町議会の全員協議会に向いたり、PTA関係者のみの会合にも説明に向いたりしている。

また、県立高校改革室長からは明確には述べなかったが、実は昨年度の本会議の答弁において交通については負担になる生徒が出てくるので、そういった方の支援は検討すると述べており、それは当然ながら懇談会の中でも話題が出るたびに説明している。統合の話がある程度まとまって、どういった状況になるかがわからないと具体的な制度設計はできないが、負担が大きくなるケースについて何らかの措置を考えるのは当然と思っている。

今後とも地域の意見をしっかりと聞き、十分に受けとめながら、最良の方策を見出していきたい。

山田平四郎委員

本会議や委員会でこういった議論をするのは初めてだが、感じたことを述べる。

皆のいろいろな意見を聞いていると生徒、子供が置き去りになっていると感じる。現制度において生徒数で教員数が決められている中で、果たして現行の学校のままで全ての高校生が平等に教育を受けられるかが一番の問題である。例えば国語では現代文、漢文、古文があり、理科は物理、化学、生物等がある。社会も世界史、日本史、地理、倫理等がある。専門の教員からきちんとした教育を受けられないことは教育の不平等だと思う。教員が自分の専門でない教科を担当することになったら、それこそ働き方改革に逆行しているのではないか。

言葉が過ぎたら恐縮だが、私は教育庁で全てを抱え過ぎていると思う。例えば地域振興は他の部局と一緒に考えていなければならない。子供の将来を考えたときにどういった教育をしたらよいかについて議論するのがこの場であり、学校がなくなった地域の振興は、部局横断型で相談しなければならない。それを教育庁で全てを抱えようとしているところに大きな問題がある。

子供たちの教育の平等性を考えたときに、これまで生徒の数についてマックスの議論ばかりしてきたが、やはりミニマムの議論、この人数以下になったらきちんとした教育が平等にできないといったことを加味しなければならない。学校の閉校あるいは合併ありきではなく、子供たちの教育や将来を第一に考えた話をしていけないといつまでも平行線をたどってしまうのではないか。

こういったことで教育長に答弁を求めるのは大変恐縮だが、その辺を踏まえて、子供たちの教育について答弁願う。

教育長

山田委員からの意見は我々としては非常にありがたい意見だと受けとめた。

子供たちに今後とも十分な教育環境を整えていくために、どうしても一定の規模が必要となる。専門の教員の数といった話もあったが、例えば、図書館の司書等にもいろいろな条件があり、規模が小さくなればなるほどそろわなくなってしまう。1学級で残す学校が幾つかあるが、これは本当に例外中の例外であり、この学校がなくなると通学がかなり苦しいといった学校のみを例外的に残している状況である。

地域振興については私も本当に理解できるが、ここは地元市町村からの声を聞いて他の部局にも応援を求めて取り組んでいくしかないと考えている。

神山悦子委員

子供のことを考えないわけではなく、子供のことを考えたら軽々に進めるべきではない。我々は本会議の中で述べてきたが、対象になっている少人数の高校において、なかなか授業についていけなかった子供たちが、少人数であることによ

って教員たちの丁寧な指導を受け、その3年間できちんと学び直して、もう1回立ち直って卒業していくこともかなり多いといった現状がある。そういった子供たちに学びの場を与えるとの意味では、今果たしている役割は非常に大きいと思う。それをきちんと考えているとは余り思えない。今のクラスで一定の規模がなければいけないといった論理のまま進められているところに問題がある。

また、進め方についてであるが、懇談会は地元の有識者や同窓会のメンバーの意見を聞く場であり、その他の参加者は傍聴者となる。この懇談会で大体方向性を決めたら次に進む、だから私は打ち切りだと思う。これからも話し合いを進めると言いながら、再編する方向で一定の理解は得られたから次は統合に向かってどうなるのかといった進め方をしていると思う。そうではなく、今の段階ではこういった意見があった、今後、統廃合になったらどういった話になっていくのか会場の意見を全て聞いた上で最終的に進めるといった形にしてほしい。一定の理解を得られたから統合をどんどん進めるといった話になっているからいろいろな反発が出ているのではないかと打ち切っているわけではないと教育長は述べたが、話し合いを打ち切るわけではないのは知っている。しかし懇談会を経て一定の理解を得ているとして県の考える方針のまま進めているので、そごが生じているのではないかと。

渡部委員からもあったが、そのあたりは幅を持たせてほしい。再編の方向等について全て聞いた上で最終結論を出すならよいが、そうではないというのが現場の声である。どう考えているか。

県立高校改革室長

懇談会においては、まずは統合の方向性についてきちんと理解を得ることが必要だと思っている。統合した結果としてどういった学校づくりが行われ、どのような魅力を持った学校になるのかについても、この改革懇談会である程度の議論をしており、委員から一定の理解を得ている懇談会もある。それ以外のところについては反対も含めてさまざまな意見を得ているので、さらに検討を加えて丁寧に説明していく形で進めていきたい。

神山悦子委員

進め方についても異議がある。地域、対象校等からいろいろと意見が出ているので、一定の理解のもとに進めるやり方は改めてほしい。本当に一緒に考えた上での結果であればまだ理解できる。もう方針が決まったから進めていくといった形にしないでほしいので、よろしく願う。

(12月23日(月) 企業局)

神山悦子委員

企業1ページ、台風第15号により被災した高柴ダムの流木撤去に係る国庫補助金の受け入れについて聞く。国からの補助以外は県が負担することになると思うが、国からはどのような割合で入ってくるのか、また、内容について、流木の撤去とはどのくらいの量になるのか、これは1回で済むのか。

工業用水道課長

まず、国からの補助に関しては100分の45が国の負担となる。

次に、具体的な被災内容である。高柴ダムの貯水池に流木がたまっており、その面積は約2万㎡である。堆積に換算すると1,500㎡となる。

事業費については河川管理者と共同で行うため、それを含めると、全体事業費が1億200万円である。そのうち企業局としての負担は、ダムのアロケーションで決まっており、38.8%の負担で3,957万6,000円である。

神山悦子委員

企業1ページの下部、原水及び浄水費の金額が企業局の負担分とのことでよいか。

工業用水道課長

原水及び給水費の3,957万6,000円が企業局の負担分である。

神山悦子委員

この予算で全て撤去できる見込みなのか。

工業用水道課長

撤去できる見込みである。

神山悦子委員

企業5ページには台風第19号で被災した設備の修繕について記載されているが、国庫補助の割合は先ほどと同様か。

また、局長からも説明があったが、相馬工業用水道と好間工業用水道の被災状況を聞く。

工業用水道課長

まず、台風第19号の被災に関しては激甚災害の指定を受けたため、国からの補助率は3分の2である。

次に、具体的な被災内容である。工業用水道に関しては、磐城、勿来、好間、相馬の各工業用水道において被害を受けている。

特に好間工業用水道は取水場が浸水し、相馬工業用水道は導水管が破損したため、この2つの工業用水道では給水停止となる被害が発生している。

神山悦子委員

好間工業用水道は給水停止になったので給水車を配置したと聞いているが、何台分か。

また、相馬工業用水道の給水停止に対してはどう対応したのか。

工業用水道課長

まず、好間工業用水道においては車両による給水を行ったが、その期間は10月17～28日であり、延べ台数は63台である。

次に、相馬工業用水道に関しては、給水停止期間が5日間であったため車両等による給水は行っていない。

神山悦子委員

相馬工業用水道は5日間の給水停止で済んだとのことだが、それによる県の負担はあるのか。

工業用水道課長

給水停止による企業等に対する損失補償であるが、福島県工業用水道条例により、非常災害その他不可抗力により給水することができない場合は給水を停止し、または制限することができるとなっている。さらに同条例で、給水の停止または制限により使用者が損害を受けても県はその責に任じないとされており、台風第19号による災害は自然災害であるので補償等は特に行っていない。

佐々木彰副委員長

相馬工業用水道と好間工業用水道について、専決の補正予算で工事は終了すると見てよいか。

工業用水道課長

補正予算で対応可能である。

渡部優生委員

先ほど企業局の事務事業説明があったが、地域開発事業の今後の方向性について聞く。説明があったとおり、地域開発事業は多額の累積欠損を背景に、平成30年度より一般会計からの繰り入れを行っている。復興・創生期間が終了する来年度を目途に廃止する方向性となっているが、廃止してしまっても本当によいか非常に懸念している。

廃止に至った背景は、これまでも一般質問等でさまざまな説明がなされてきたので、ある程度やむなしと感じている。しかし、これまでこの事業は県内の雇用や地域経済等へよい影響を与え、本県の発展に大きく貢献してきた。累積赤字だけを捉えて、この事業自体を否定するのは正当な評価ではない。

本県は人口減少や若年層の県外への流出といった問題がある。また、イノベーション・コースト構想を進めている。そういう状況で企業からの県内用地の引き合い等があった際に、県としてはもう地域開発事業を行っていないと言うしかなくなる。これまでの説明では市町村が行っている事業に支援することだったが、果たしてそういった姿勢で本当に

よいのか非常に疑問である。廃止ではなく一定期間の休止であればやむなしと思うが、いざ企業が本県に進出するため一定規模の工業用地が必要と言った際に、県は事業を行っていないとしてよいのか。市町村は財政規模が小さいので、オーダーに応じるだけの体力がないとなれば、企業誘致は自治体間の競争なので他県に行ってしまう。そういったことを考えれば本県としては非常にダメージが大きい方針だと思う。そのような観点からもう一度見直す必要があると思うが、どうか。

経営・販売課長

地域開発事業については、これまで地域の産業基盤の整備と雇用の創出を目的として、県内全域で13の工業団地を造成した。そのうち9つの工業団地については、分譲を完了している。また、150社を超える企業を誘致し、これまで1万人を超える雇用を生み出すなど、県内経済の発展に貢献してきた。

しかし、バブル経済崩壊後の景気低迷や北関東との競合などの社会情勢の変化に対応するために、分譲単価の引き下げ、各種優遇措置を講じた結果、地域開発事業は多額の累積欠損金を計上することとなった。

一方で、造成済み工業団地については、昨年完成したいわき四倉中核工業団地第2期区域も含め、一部の区域を除いてではあるが、いずれも企業からの引き合いがあり、復興・創生期間内での分譲の可能性も見えてきた。このため、地域開発事業については、復興・創生期間終了時期を目途に廃止する方向で検討することとした。

県としては残っている県営工業団地と市町村の工業団地をしっかりと分譲していく考えである。

渡部優生委員

そういったことはこれまでの一般質問等での答弁で何度も聞いている。しかし、先ほど述べたように廃止してしまった後はどうするのか。説明があったように現在企業からの引き合いはあり、今後もあると思う。そうしたときに、福島県は事業を行っていない、ホームページを見ても廃止したと出る、そのようなことで本当によいのか。市町村を支援することだが市町村任せでよいのか。市町村が取り組まなければ、県内はどこにもないといった話になってしまう。幸い現時点では市町村で取り組んでいるところもあり、そういったところを紹介するとの形もとれるが、そういった姿勢のみでよいのか。

県はこの地域にはこういった産業を誘致する、あの地域にはまた違う産業を誘致するといったように、県全体を見て産業育成や成長についての戦略を持って取り組んでいると思うが、地域開発事業の廃止は県の産業振興を進めていく上で非常に足かせになる方針だと思う。要望があった際にはすぐ対応できるように、廃止ではなく休止であれば理解できる。その辺は意見として述べておく。

これからは長期総合計画の改定がある。来年の12月定例会には議会に上程されると聞いており、産業振興についても計画にのせる時期だと思う。計画が出たときにまた質問したいと思うが、今後の県としての産業振興のあり方に関してもこの地域開発事業は絡んでいると思う。県は今後の産業振興をどういった方向性で進めていくのか。

局長

地域開発事業の今後のあり方についてである。先ほどから述べているとおり、この事業についてはこれまで経済的な効果も上げてきたが、現在所有している未分譲地について、おおむね分譲の方向性も見えてきたことから、整理していく方向で検討を進めている。

今後の企業誘致のあり方についてであるが、現在県の工業団地についてまだ分譲されてない土地があり、市町村がそれぞれの地域で整備をしている工業団地も多数あるので、市町村と連携をしながら、それらの受け皿のところにしっかりと誘致を進めていきたい。

渡部優生委員

恐らくそれ以上の答弁は出てこないと思うため、この辺でやめておくが、今後のことをしっかり考えて長期計画を作成願う。先ほど述べたように、本県で事業を行いたい企業があらわれた場合にしっかりと対応できる、実効性のある計画にしてもらいたい。計画が上程された際にまた質問する。

神山悦子委員

渡部委員から質問があった地域開発事業についてである。

これまでも原価割れ販売になっており、売れば売るほど赤字になって累積欠損金がふえていく事態になってこういった方針となったので、県としては当たり前の判断である。いわき四倉工業団地の第2期区域についても、現在はまだ3割を切っている状態でまだまだ分譲を行っているため、企業誘致の面ではそれほど遜色はないと思う。

市町村の工業団地の売れぐあいについて、県全体でどのような状態になっているのか。概要でもよいので聞く。

販売推進担当課長

企業局は県営工業団地を所管している部局であり、市町村の工業団地の分譲状況は把握していない。それは商工労働部の所管となる。

遊佐久男委員長

所管外とのことであるので、商工労働部の審査で質問願う。

神山悦子委員

了解した。県全体で見た場合、工業団地の売れ残りは積年の課題であり、その上での判断が必要と思うため、意見として述べておく。

もう1点聞く。本会議でも質問したが、ダムの事前放流の関係である。企業局は工業団地に水を供給する目的で工業用水道を管理しているが、事前放流についてはどのような整理となっているのか。

工業用水道課長

事前放流についてである。企業局が水利権を所有しているダムは、河川の治水上の役割と利水上の役割を持った多目的ダムである。事前放流はあくまでも治水上行うものであるため、今後、ダムを管理している河川管理者から協議等があれば、企業局も利水者として応じていきたい。

神山悦子委員

今の答弁からすると、治水管理者である土木部河川整備課が治水上の観点で事前放流を行うとなれば、それに従うとのことではいか。

工業用水道課長

事前放流に関して、本県においては具体的なルール等が決まっていないため、今後河川管理者から、そういったルール、操作手順等の協議等があると考えている。その中で我々も利水者として、具体的な内容について応じていきたい。

神山悦子委員

先ほど話が合った工業用水道条例との関係でいえば、給水の停止または制限は第10条に規定されている。そこでは工業用水の供給は常時行うものとされているが、ただし、管理者はと続き、第1項では非常災害その他の不可抗力によって給水することができない場合、第2項では工業用水道施設について拡張、改良、修繕等の工事を行うため給水できない場合と、いろいろな理由を挙げて給水を制限する条項が規定されている。さらに、工業用水道料金の減額の規定もあり、同26条では第10条第1項の規定により給水を停止し、または制限した場合においては、基本料金の額などを減額することができる。とされている。

治水管理者である土木部河川整備課で事前放流をしたいとのことであればそれに従うとしても、給水できなくなったときの減額措置も条例上で規定されているため、あとは企業局の判断になると思う。事前放流についてまだ決まっていないとのことなので、今後よく協議してほしい。磐城工業用水道では今回たまたまゲートを下げて工事を行っていたため、台風第19号の被害はなかったが、満水状態だったらどうなったのかはわからない。今後も気候変動により異常気象は続き、またこういったことがないとも限らないため、どういった方法がよいのか、土木部とよく協議願う。

その場合の考え方として、24時間水を供給しなければならない企業もあるかもしれないが、県民の生命を守ることを優先すべきではないか。相馬工業用水道も被害を受け、家屋への浸水もあったと聞いているし、それだけの被害を生まない

ようにどうするかを考えなければならない。企業への給水を優先するのか、県民の被害を防ぐのかは、企業局の立場としてはどちらの判断も必要であり、土木部の判断も必要である。そういったものをよく協議する必要があると思うが、私は県民の命を守ることを優先すべきだと思う。

また、こういった災害があるときに、出勤して被害を拡大することにならないように、例えば休業にする判断もあり、そういった意味での企業局の判断も必要であるので考え方をきちんと示してほしい。企業優先とはいえ減免措置もあり、そういった担保があるため、そこは企業局の判断が求められる。この事前放流のあり方について、ぜひ、両部局できちんと今後の対応について示してほしい。その結果を今後期待している。実際には土木部かもしれないが、企業局の判断も加味されたものとなってくると思う。来年夏の増水時期の前までには決める必要がある。

治水関係で確認だが、今回の台風被害を受けての事前放流の協議について、決まっていることはあるのか。

工業用水道課長

その関連の情報は特に把握していない。河川管理者の所管となる。

真山祐一委員

好間工業用水道が被災して給水停止になった。今回の補正予算でその復旧については対処できるとのことだが、今後の水害対策をしっかり講じていく必要があると思う。その点について現状がどうなっているかを聞く。

工業用水道課長

これから被害状況等を精査し、浸水防止対策について調査、検討して対応していきたい。

宮下雅志委員

渡部委員からも話があったが、地域開発事業について聞く。

私は震災前に商労文教委員だったことがあったが、当時から赤字が問題になっていた。普通会計では補助金については単年度会計で消えていくが、企業会計の場合は会計システムの仕組み上どんどん積み上がっていく。当時は政策目的として、雇用の確保や企業誘致、工場誘致による関連産業の育成について、大きな施策の流れとして取り組んでいた。それによって赤字は出るが、地域の発展のために雇いを確保していく、あるいは大型の工場を誘致することによって県内の関連企業を育成していくとの大きな目的があった。しかし、企業会計のシステム上、支出した金は積み上がっていくので、どこかの時点で、今回あったような一般会計からの補填という形で解消していかなければいけないだろうというのが当時の議論だった。その後、いわき四倉を含めて新たな工業団地を造成し、昨年にはこの事業を廃止することになった。赤字についてはそういった形で解消していかなければいけないことは前々からわかっていたが、政策目的としての地域の雇用の確保、あるいは工場を誘致することによっての関連企業の育成といった政策は転換したと考えるとよいのか。

局長

基本的に企業を誘致して地域の経済の活力を活性化していく、雇を生んでいくとの考え方は変わっていない。今後の地方創生に取り組んでいく上でも、人口減対策の上でも、誘致は大きな柱の一つになってくる。その受け皿としては先ほど述べたように、県営の工業団地でこれから分譲する部分もあり、市町村においても、かなりの工業団地を分譲している状況であるため、そういったところを活用しながら、今後も企業誘致と地域経済の活性化について、積極的に取り組んでいく。

宮下雅志委員

企業局のかかわりとしては現在ある工業団地で造成した分を積極的に分譲していくことと、商工労働関係全体の政策として、また別な手法も含めてこれから積極的に進めていくとの理解でよいか。

局長

委員指摘のとおり、今後も企業誘致は地方創生に際して大変大きな手段となっていくため、これまでと変わりなく、さらに力を入れて取り組んでいく。

(12月23日(月) 商工労働部)

商工労働部長

グループ補助金及び商店街災害復旧等事業の2次公募については国と協議の上、本日13時より公募を開始することとした。

神山悦子委員

商9ページ、台風被害に係る専決処分の関係で聞く。中小企業等グループ施設等復旧整備補助金が計上されているが、内容を聞く。また、この金額はどういった規模の企業を想定して算出したのか、商店街も想定しているのか。

経営金融課長

これは、当面必要となる金額である64億円ほどの専決である。件数、金額の根拠であるが、西日本豪雨災害の際のグループ補助金の単純平均値が1件当たり1,200万円強であったので、それを500件強として計上した。

ただ、これは当面必要となったものについての専決であり、また、台風第19号のみを対象としたものである。これについては国の補正等があり次第、10月25日の豪雨を対象にしたものも含めて、さらに必要な予算を獲得していきたい。

神山悦子委員

当面の大体の予算とのことである。募集の際にもそのようなことは周知していると思うが、これはぜひ進めてほしい。その下部の商店街災害復旧事業についても聞く。これはどういった見込みで計上したのか。

商業まちづくり課長

これは商店街のアーケード、街路灯、共同施設等の復旧に対する補助金である。負担割合は国が2分の1、県が4分の1であり、事業者に対しては4分の3を補助する。補助金額について上限及び下限はない。今回の補正予算で2,700万円を専決したが、内訳は国が1,800万円、県が900万円となっている。

この補助金については、被災した商店街、商工会等のヒアリングを行い、スタンプ機器の浸水や、街路灯が一部壊れた等を含め、その概算費用として2,700万円の補助額を見込んで計上した。

神山悦子委員

これらは今後必要があれば、増額補正もあり得るのか。経営金融課長

グループ補助、商店街の補助について、必要な額を国に要求して確保に努めていきたい。

神山悦子委員

商10ページ、観光業者への支援についてである。12月16日からであればつい先日であるが、どのような内容か。また、今後の見込みはどうなっているのか、この予算で充足するのか。そして、何人分としてこの金額を計上したのか。

観光交流課長

これはふっこう割の事業であり、造成した旅行商品に対して5,000円を上限として補助するものである。概要であるが、旅行代理店等が造成する旅行商品で1泊6,000円以上のものに対して5,000円を補助するものである。上限について、国内の日本人に対しては3泊まで1万5,000円、インバウンドについては同じく6,000円以上の商品で10泊、5万円が限度となる。宿泊規模としては約6万4,000泊を想定している。このうち、インバウンド向けが約2割といった国の補助規定になっている。全額、国の補助金で実施する。

県内全域をふっこう割の対象としている。災害救助法適用は59市町村中55市町村であるが、キャンセル等の影響は県内全市町村に広がっていることを理由として、対象を全域とした。また、中小の宿泊施設は当然として、それ以外に土産物屋等、広く観光産業への復興として県内に広く効果を及ぼしたいと考え、本県では対象を旅行商品とした。オンラインでの予約を対象にしている県もあるが、本県の場合、ふっこう割の目的として観光産業の需要の再起という部分があるので、ビジネス利用については排除した。広く、観光地、観光施設等を周遊してもらうことを目的に旅行商品の造成という部分に対して補助することとした。昨年の1、2月の宿泊数が160万人泊であったが、ふっこう割の部分についてはこの予算

では約4%となるため、この部分についてできるだけ広く効果が及ぶように運営していきたい。

今月16日から旅行代理店の募集を開始したが、事業の終了については、国の予備費を使っていることもあり、今年度中で精算が必要であるので、3月下旬までには国に申請したい。

神山悦子委員

県内外両方の旅行者が対象となるのか。

観光交流課長

両方が対象となる。

神山悦子委員

台風被害への支援に関して補正予算関係では説明があったが、グループ補助金の関係で聞く。

グループを組む方法や申請書類が大変だと聞いているが、どう対応しているのか。また、申し込みの件数はどうなっているか。

経営金融課長

申請支援については、県が方部ごとに事業者向け説明会を行っており、また、県職員が出向いて実際に書類の書き方等の相談に乗る個別相談を実施している。さらに、市町村開催、商工会開催の説明会についても、職員が出向いて申請書作成などの支援を行っている。

申請状況であるが、先週金曜日までで第一次の募集を締め切っており、グループ申請が13グループで事業者数は14事業者である。現在中身については精査中である。

神山悦子委員

商店街や地域の企業の多くを救うための柔軟な対応が求められていると思う。そして申請書類について結構大変だと聞く。県で相談に乗っているのはわかるが、例えば商工会にも職員を派遣するなど何らかの方法で早く進めないと、再生する前に潰れてしまうのではないかと懸念もある。補助金の柔軟な運用と書類の簡素化を図るべきと思うが、どうか。

経営金融課長

手続については東日本大震災時よりも簡略化に努めている。

書類の作成支援については、県職員ばかりではなく、商工団体の経営指導員等も作成の相談に乗る、商工団体そのものがグループ代表となって申請の手伝いをする等、従来よりもきめ細かな対応に努めている。

神山悦子委員

この事業が進むよう、引き続き丁寧な対応と申請等の簡素化を願う。多くの事業者が救われるように願う。

台風災害については、例えば報道にあったように、郡山市の中央工業団地でも、(株)日立製作所が撤退する大変な事態になっている。危惧してきたとおり、この台風を機会に事業を移転するといったことになっている。そこで働く従業員の雇用の問題も大きくなると思う。本会議でも質問したが、大きな被害を受けた事業所に対して、使用者及び従業員の雇用を含めた支援を徹底して行う必要がある。被災した事業者への支援と雇用の対策について改めて聞く。

企業立地課長

まず、委員指摘の郡山市中央工業団地における(株)日立製作所等の撤退についてだが、今後の従業員の安全確保、製品への責任とサービス供給を総合的に判断して、撤退を決定したと報道にはあった。このような大企業は地域の中核的な企業であり、地域活力の低下が非常に懸念されるので、我々も発災直後から国に対して、中小企業ばかりではなく大企業についても、今回の甚大な被害を鑑みて支援策を講ずるよう要望してきた。引き続きこの要望をしっかりと行っていきたい。

また、多くの従業員が県外への移転を余儀なくされるとの報道もあるため、その実態把握に努めるとともに、従業員の希望に沿った十分な配慮を企業に求めていきたい。

神山悦子委員

雇用の面について、どのくらいの従業員がいて、何人くらい県外に移ることになるのか。また、どういった影響がある

のか。そして、被災した事業所に対する雇用の面での何らかの支援を周知徹底すべきと思うが、どうか。

企業立地課長

(株) 日立製作所について、現在約300人の従業員がおり、そのほとんどが県外への移動を余儀なくされるとの報道があるが、別の報道をよく見ると、300人のうち約90人がコールセンター事業に従事しているとのことである。そのコールセンター事業は引き続き郡山市内に残って事業を行うため、それ以外の200人程度について県外への配置転換が想定される。

雇用労政課長

台風被災事業者、被災労働者に対する雇用面での支援についてである。発災直後から、被災事業者、被災労働者からのさまざまな労働相談等に対応するために、雇用労政課内に設置している中小企業労働相談所での相談の対応を行っている。そして、社会保険労務士会と結んでいる大規模災害時の協定に基づき、社会保険労務士会内に新たに相談ホットラインを開設して、労働関係の各種手続等の相談にも対応できる体制にしている。

今回の台風等災害に関しては、国の雇用調整助成金という制度がある。これは被災事業者が従業員を解雇しないで雇用し続け、休業手当等を支給する場合に、その支給の最大5分の4を助成金として支給するものである。これが新たに特例措置として実施されており、失業手当等の特例措置も実施されている。県としてはこれらの台風災害に係る特例措置に関して、労働局等と連携しながら、県のホームページ、相談窓口を通して周知に全力を尽くしている。

そして、(株) 日立製作所の問題に関してである。報道では、従業員のうち残る部分を除いたほとんどが県外への異動対象になると聞いている。しかし、さまざまな事情で県外に行かない選択をして、離職せざるを得ない方もいる。そういった方のために、国のハローワーク等と連携しながら、きめ細かい相談支援の対応をしていきたい。

神山悦子委員

このことについては、多くの失業者が生まれるのではないかと心配である。(株) 日立製作所の例では、約200人の労働者は県外への移転を選ばなければ失業となる。これは本当に大きなものである。

雇用の面での支援は必要だが、企業が撤退することなく何とかそこで営業を続けられるような支援策が引き続きいろいろな面で求められていくと思う。郡山中央工業団地は標高が低い地域なので以前の8.5水害のときも被害があった。そのことから事業所の敷地を高くしたいと要望しても、その部分については支援が何もないとの報道があったが、かさ上げ分の支援をすることによって事業者が残れるのであれば、国に求めていくか、県が応援するかしかならないと思う。現時点では何も支援がないようだが、このあたりについては考えがあるか。

企業立地課長

11月26日に知事が国に対して緊急要望を行った。その中で大企業に対する支援について、第一義的にグループ補助金の適用を求め、仮にグループ補助金の適用が難しい場合にはそれ以外の支援措置として、委員指摘のかさ上げ等も含めた減災措置の財源要求をしてきた。引き続き、真摯に要望を行っていきたい。

神山悦子委員

これはもしかすると始まりかもしれない。こういった大企業が撤退すると、関連で撤退する企業も出てくる可能性がある。今回の(株) 日立製作所のような事態を受けて、まずは国に求めてほしいし、国の基準に該当しない場合には、県なのか市町村なのかかわからないが、何らかの支援でかさ上げをした上でそこに残ってもらえるのであれば、そういった支援も必要かと思うので、ぜひ目配りをよろしく願う。また、従業員に対する支援策もあわせて願う。

次に、9月定例会の委員会と今回の本会議で質問した、ロボットテストフィールドの工事関係について聞く。ロボットテストフィールド屋内水槽試験棟の大水槽工事において、ひび割れや傾きが発生したことへの対応について、その後どうなっているのか。対応策等をそろそろ出すとのことなので聞く。

ロボット産業推進室長

福島ロボットテストフィールド屋内水槽試験棟大水槽の工事において発生したひび割れ、傾きについてである。これに

については、幅0.1～0.25mm程度のひび割れと、15～29mmの沈下を伴う傾きが発生した。

その後、工期を延長して、原因や対応に対する有識者の意見聴取、補修工事を行い、経過観察を実施してきた。日本大学工学部で土木工学を専門とする2名の教授を有識者として意見を聴取したので、その要点を説明する。

原因について、施工と設計の事業者の過失に起因するものではないが、補修工事は施工事業者が適切に行う必要があるとのことであった。また、これまで実施をした補修工事、そして経過観察の内容を踏まえて、水槽の安全性や耐久性、使用性が確保されており、今後さらに対応を行う必要はないとの意見も得た。

これらの意見を踏まえた今後の対応については、施工事業者の負担で実施してきた補修工事は終了とし、その他の不備がなければ12月末で工事全体を終了して、今後継続して水槽の経過観察を行っていきたい。

神山悦子委員

工事費の増額があったと思うが、誰が負担するのか。

ロボット産業推進室長

沈下に伴う傾きの原因と考えられるのは仮設の鋼矢板の引き抜きである。傾きが発生したことに伴い、一部を残置する工法に変更し、これに伴って約3,100万円の工事費用の増額が発生している。

有識者からは工事方法の変更に関して、施工及び設計の事業者に過失はないとの意見であったため、県としては鋼矢板残置の工法変更は不測の事態への対応に必要であったと考えており、県において工事費の増額で対応する方針である。

神山悦子委員

日本大学工学部の2人の教授の判断によれば過失がないとのことである。補修工事については施工業者に行ってもらいが、矢板を抜くと傾いてしまうためそのまま残す工法に変えたとのことであり、その費用が3,100万円である。そしてその費用は県が負担する。その理由は過失がないとのことであるが、誰に過失がなかったのか。

ロボット産業推進室長

有識者の意見によると、施工、設計ともに一般的な方法で実施しており、そこに過失はないとの判断であった。その一方、結果として発生した事象について、補修は施工事業者の負担で実施することとした。

矢板残置の変更については、一般的な工法を継続すると再度沈下するリスクがあるため不測の事態への対応として県が負担する方針である。

神山悦子委員

設計業者と施工業者のどちらにも過失はないが、傾きがあるため、矢板を残す方法に変えたとのことだが、これは通常は抜くものである。抜けば傾くため残す工法に変えたとのことだが、そのこと自体がおかしい。施工業者か、設計そのものにミスがあるのではないのか。それともこの県発注の工事が施工業者の能力を超えるものであり、実績がないものを業者が請け負ったのではないのか。県では発注者責任があると考えて3,100万円を負担することにしたのか。もう一度説明願う。

ロボット産業推進室長

設計は、全国的に普及しており、社団法人が発行している土木工事仮設計画ガイドブックに沿って行った。施工方法についても、本県の土木工事標準積算基準に基づいて工法を決定して実施した。

これらの設計の方法、工法の決定について、有識者からは一般的な方法との評価であり、そこに過失はなかったとの意見を得ている。

事業者の能力については設計事務所、施工業者とも同じであるが、専門能力を持つもの、実績を持つものといった条件を付して公募し、採択している。

神山悦子委員

県にも過失がないのではないのか、そうであればなぜこのようなことになってしまったのか。

鋼矢板を残す工法もなくはないと思うが、こういった事態に至った原因と責任の点では、説明があった方針は納得でき

ない。鋼矢板を抜かない工法にしたさまざまな理由とは何か。

ロボット産業推進室長

有識者からは、矢板を抜くと同じような沈下が再度発生する可能性があるため、このまま残置する工法がコスト面及びリスク面で最適であろうとの意見を得た。

矢板を抜かずにほかの方法で沈下を防ぎながら工事する工法もあるにはあるが、こちらについては確実性が望めないことと、矢板の残置よりもさらにコストがかかるとの意見であったため、残置の工法をとった。

神山悦子委員

コストがかかるとのことだが、それはやり直しになるからか。どうコストがかかるのか。

ロボット産業推進室長

残置以外ではいろいろと工法があるが、例えば、矢板を引き抜きながら薬剤を充填して間を埋めていく工法がある。ただこちらについては矢板の残置以上にコストがかかることと、薬剤を充填しても沈下しない確率はゼロとは言えないとの意見を得たため、残置する工法とした。

神山悦子委員

矢板を残す工法だとしても、これから水槽に水をためるとまた重さが加わる。そのときにどうなるかはわからない。本当に傾きは発生しないのか。

ロボット産業推進室長

有識者からは、既に経過観察で沈下はおさまって地盤は安定しており、想定した満水荷重をかけても沈下が発生する可能性は低いとの意見であった。

神山悦子委員

次に、漏水の対応である。現在補修工事を事業者が行っているとのことだが、いろいろなところから漏水しているのではないか。さまざまな要因とのことだが、それは何か。

ロボット産業推進室長

主な理由としてはひび割れが生じ、ここから地下水が中に入ってきていることが考えられる。それ以外についてだが、工事に必要なコンクリートを貫通する穴があり、そこは薬剤で埋めてはいるが、ひびとつながるとそこが水道となってしまう可能性はあるとの意見をj得ている。

いずれにしても今回の補修工事によって地下水の漏水は全てとまっている。補修工事の方法についても、有識者からは適切との意見をj得ている。

神山悦子委員

これは大事な問題である。国家プロジェクトとして国の税金を使って事業を行っている。大水槽は4億5,000万円、屋内施設は6億円と、約10億円の金をかけている。今後同じような事案が生じる可能性がゼロではないためただしている。

県の方針では3,100万円を県が負担し、あとは補修工事をして終わりとのことjで決着を図り、今後も経過観察をすることjだが、まだまだいろいろな疑問がある。

通常はこういったコンクリート工事で公共物をつくる際には、矢板は抜いてきれいな姿jで使えるようにするはずである。橋脚でも何でもそうである。この工事に関してはそのままjでよいとのことj自体が本当にjずさんではないか。試験棟だからよいjと思っているのかもしれないが、公共物でこういった施工をするのは今まで余り聞いたことがないので驚いている。日本大学工学部教授の判断があるとしても、県としてそれがよいのかは今後経過観察も含めてきちんと見ていかなければいけないjと思う。また同じような事象が生じた場合jどうするのかもきちんと検討すべきjだと思うが、それについての考えを聞く。

ロボット産業推進室長

有識者の意見にあったとおjり、今後継続的に経過観察を行い、水位の変化等を確認していく。

万が一追加で異変が生じた場合については、その原因に応じて必要な対策を検討したい。

特に今回のひび割れ、傾きを原因とする異変であり、さらに設計、施工事業者の原因があると認められる場合には、工事契約に基づいて、必要な補修工事や賠償を求めている。

神山悦子委員

12月18日付で今回のひび割れ等の対応についての報告書が出されており、それに基づいて室長から説明があったが、この報告書は設計及び施工の管理業務を行っているコンストラクションマネージャーが作成して、有識者の見解を聴取して取りまとめたものとのことである。

このコンストラクションマネージャーとは県で常設しているのか、それとも今回だけのために雇ったのか。

ロボット産業推進室長

コンストラクションマネージャーは、一般的にはその工事ごとに委託契約するものであり、常設のものではない。

このコンストラクションマネージャーの役割は、設計事業者、施工事業者から独立して、県の代理として工事の管理監督を行う事業者となっている。

神山悦子委員

コンストラクションマネージャーの事業者名と氏名を聞く。

ロボット産業推進室長

コンストラクションマネージャー業務を行っているのは、建設技術研究所、日総研、アーバン設計設計共同体である。代表責任者は伊藤義之管理技術者である。

神山悦子委員

私はこの件では県の方針に納得できない。また何かあったらとの思いがあるので引き続き注視していきたい。これから注水を行うが、これだけの漏水があるということは緩い部分があるのではないかと。そういったことはないとの判断のもとで進めるとのことだが、実際に行ってみたら何かのふぐあいが起きる可能性はあるので、よく見てもらいたい。そして何かがあったときにはきちんと議会及び県民にわかるように報告してもらいたい。

次に、労働者の安全管理について聞く。タワーで労災となる死亡事故があった。死亡したのは2次下請業者の従業員と聞いているが、間違いはないか。

ロボット産業推進室長

これは福島ロボットテストフィールドの試験用プラントでの事故である。平成30年9月10日に2次下請の作業員が作業中に死亡した。

状況としては、試験用プラントの材料であるコンクリート製成形板の取り付け作業中、クレーンで板をつって、現場におろそうとしていたときのことであるが、そのクレーンからコンクリート製の板が落下して下にいた作業員に当たり、死亡した事故である。

神山悦子委員

被害者は21歳の青年である。本当にひどい亡くなり方だと思う。これについても、県からの元請業者や1次下請業者への対応が問われている。労災死亡事故は重い。

元請業者のJVの名前を聞く。

ロボット産業推進室長

元請業者は関場・藤特定建設工事共同企業体である。

神山悦子委員

被害者の父親からは、安全管理がずさんだったのではないかと、いまだに何の謝罪もない、なぜこういった事故が起きたのかをきちんと解明しなければ同じような事故が起きるのではないかと声がある。今回の死亡事故に対して、県の対応がどうだったのかが問われている。

この労災死亡事故が起こったことについて、元請業者に対して、営業停止や指名停止といった処分はないのか。

ロボット産業推進室長

県からの行政処分については元請事業者に対する入札参加資格制限を課している。処分の期間は本年5月7日から4カ月間である。

神山悦子委員

行政処分はそれだけなのか。

ロボット産業推進室長

県のこれまでの処分基準に照らして処分内容を決定している。

神山悦子委員

商工労働部が発注している事業であるので、きちんと最後まで責任を持って労災事故が起きないようにしてほしい。これは死亡事故である。こういったことが起きないように再発防止策をきちんと業者に示すことが必要ではないか。そういった処分のあり方が問われていると思うが、今までの説明ではそれが示されていない。何か考えがあれば聞く。

ロボット産業推進室長

安全対策についてだが、事故後、元請事業者が再発防止の対策報告書を作成した。工事関係者のさらなる教育訓練のほか、直接的な原因となった作業の改善といった内容であった。

県は元請事業者に対して再発防止の徹底と対策報告書どおりに現場管理を行うよう指導した。加えて、工事の全受注者により福島ロボットテストフィールド整備関連工事の安全推進協議会を発足させた。この協議会で合同パトロールを行うなどの各種安全対策に取り組んでいる。

神山悦子委員

この対策についても県民に明らかにしてほしい。現在でも数カ所で工事を行っている。来春に全面的にオープンするとの話だが、問題が続いて起きている。労災死亡事故も起きていることを踏まえて、県民にも県の対応や業者への対応をきちんと示すべきである。そうしなければ同じような事故を繰り返すことになる。県の対応が今まで余り示されなかったもので、ぜひ、それを公表してほしい。真相究明を引き続き求めておく。

部長説明でもあったが、ロボットテストフィールドはイノベーション・コースト構想の目玉である。県が国家プロジェクトとして行っている事業の最初の段階で、立て続けにいろいろな問題が起きているのは少し異常ではないか。開設時期に合わせて工事を急がせているのではないかと危惧も抱かずにはられない。

安全対策はもとより、今後こういった問題が起きないようにすべきだと思うが、部長の考えを聞く。

商工労働部長

まず、ロボットテストフィールドでの事故の関係である。事故については、労働災害を含めて、あってはならないことだと認識しており、室長からの答弁にもあったように発注者としてしっかりと受注者の指導を行っていきたい。

また、承知のとおりロボットテストフィールドはイノベーション・コースト構想の中核施設の一つである。これをしっかりと活用していくことが復興を進める上で大変重要だと思っているので、そういったことを前に進めていく。安全を確保しながら工事を進め、その後はしっかりと活用していく。

神山悦子委員

このロボットテストフィールドの大水槽の問題について、さらなる原因追及を願う。

真山祐一委員

まず、イノベーション・コースト構想に関連しての地域復興実用化開発等促進事業補助金についてである。先ほどの部長説明では第1次公募が57件、第2次公募が4件とのことだが、これは今年度申請の件数なのか、それとも事業開始以来の件数なのか。

次に、来年3月にJR常磐線が再開される予定であるが、この再開に関連したプロモーション活動について、県の考え

を聞く。

産業創出課長

1次公募と2次公募を合わせての61件は、今年度の申請分である。

観光交流課長

常磐線再開のプロモーションについては、JR水戸支社と連携して、観光部分の役割を果たすとのことで、さまざまなにぎわい創出を検討している。